

有田市職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年8月15日

有田市長 玉 木 久 登

有田市訓令第30号

有田市職員服務規程の一部を改正する規程

有田市職員服務規程（昭和62年訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「（名札型の身分証明書を付与されている職員にあっては、当該身分証明書）」を削る。

付 則

この規程は、令和7年8月18日から施行する。